

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項及び労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、新潟県厚生連労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

令和 8 年 4 月 10 日

新潟県知事 花 角 英 世

1 要求事項

4 月賞与に関する項目、特別賞与に関する項目、本俸に関する項目

2 期 間

令和 8 年 4 月 22 日 午前 8 時 30 分から要求妥結までの間

3 場 所

新潟県厚生連労働組合の組合員が在籍する全ての施設において

4 概 要

あらゆる形の争議行為の一部または全部を単独もしくは併用して実施する。

ただし、ストライキに入った場合の保安要員については、協定に基づきストライキ行動から除外します。